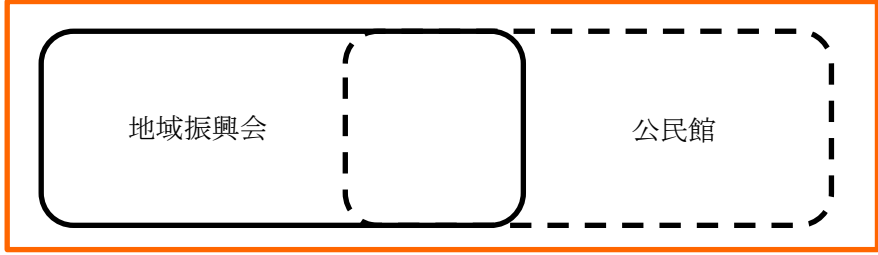



公民館施設の指定管理について

地域の公民館施設を拠点として、地域に根付いた活動を行うことで、地域住民の意向を迅速、的確、柔軟に反映した地域振興事業や社会教育活動を展開することが可能となります。今後さらに、地域活動の活性化、地域住民の連帯感を醸成していただくため、住民の身近な施設として気軽に利用できるよう、画一された管理ではなく、地域住民の皆さんの使い勝手が良くなるよう地域に根ざした施設となることが重要と考えます。

【直営と指定管理の比較】

		直 営	指定管理
運営形態			
設置根拠		魚津市公民館条例	魚津市公民館条例 魚津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
職 員		教育委員会で雇用	地域振興会で雇用 (職員は社保→国保、厚生年金→国民年金など変更有)
維持管理 運営経費		収入 市で予算措置 支出 市で予算措置	収入 施設利用料等—指定管理者利用料制度に基づき地域振興会で収入可能 施設維持管理費 指定管理委託料として収入 支出 火災保険、土地賃借料、大規模修繕費は市で予算措置。 上記以外は指定管理委託料で支出
施設の性質		社会教育施設	社会教育施設 + コミュニティ施設
業	公民館事業	【公民館が行っている業務】 施設の使用許可、使用料金徴収、維持管理 公民館事業に関する業務（生涯学習講座）	【地域振興会が行う業務】 施設の利用許可、利用料等徴収、維持管理 公民館事業に関する業務（生涯学習講座）
	地域づくり	【公民館を利用した自主講座・サークル活動】 公民館から施設使用許可を得て活動	【施設を利用した自主講座・サークル活動】 地域振興会から施設利用許可を得て活動
務	地域づくり	【地域振興会が行っている業務】 地域振興会の事務局（運営）、まちづくり交付金事業	【地域振興会が行う業務】 地域振興会の事務局（運営）、まちづくり交付金事業
利 点		<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できる。 ・住民の身近な場所で学習機会が得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題に沿った取り組みがより期待できる。 ・地域を知り地域に愛着をもつ人材の活用・活躍が期待できる。 ・社会教育事業に加え、地域づくり活動など利用の幅が広がる。 ・住民の身近な場所で学習機会が得られる。 ・効率的な運営により、事業の拡大が期待できる。
欠 点		<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とした活動の禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用料について、今まで無料だったのが有料となる。 ・業務の増大（管理業務の事業報告、職員の労働保険、源泉徴収等の事務処理、小規模修繕の対応、各種支払事務）